

(資料3)

地域産業活性化法（仮称）における工場立地法に関する特例措置について（案）

平成18年11月29日
地域経済産業政策課

1. 概要

- (1) 地域産業活性化法（仮称）に基づき、市町村等が地域産業活性化に関する「計画」を策定し、それが国の同意を得た場合、当該計画において企業立地を促進するものとして指定された地区（企業立地促進地区）が存する市町村に、当該地区における緑地面積率及び環境施設面積率に係る準則（企業立地促進地区に係る市町村準則）の制定権の他、工場立地法において都道府県・政令市が処理することとされている事務の実施権限を付与する。
- (2) 市町村等が策定する「計画」については、法に基づく「指針」により、市町村等が企業立地の促進を図る際に環境の保全に配慮することを求め、市町村等は「指針」に則って「計画」を策定する。国は、「計画」が「指針」に適合するものである場合に同意する。
- (3) 経済産業大臣及び他の製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、「企業立地促進地区」における緑地面積率及び環境施設面積率に関する区域の区分ごとの基準（以下、「企業立地促進地区に係る緑地面積率等の基準」という。）を公表する。

2. 企業立地促進地区に係る緑地面積率等の基準

(1) 区域の種類

①甲種区域

住居の用に併せて工業の用に供されている区域（緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準（以下、「区域区分基準」という。）における第2種区域に相当する区域）

ア) 都市計画法における用途地域の定めがある地域：準工業地域

イ) 都市計画法における用途地域の定めがない地域：

準工業地域において設置が制限される一般住民の日常的生活の用に供する建築物（将来設置される見込みがあるものを含み、環境施設として整備されたものを除く。）がない区域

②乙種区域

工業等主として一般住民の生活の用以外の用に供されている区域（「区域区分基準」における第3種区域に相当する区域）

ア) 都市計画法における用途地域の定めがある地域：

工業地域、工業専用地域

1) 都市計画法における用途地域の定めがない地域：

工業地域又は工業専用地域において設置が制限されている一般住民の日常的な生活の用に供する建築物（将来設置される見込みがあるものを含み、環境施設として整備されたものを除く。）がない区域

③丙種区域

工業等専ら一般住民の生活の用以外の用に供されている区域

7) 都市計画法における用途地域の定めがある地域：

工業地域及び工業専用地域の内、居住施設、文教施設及び医療施設等の一般住民の日常的な生活の用に供する建築物（将来設置される見込みがあるものを含み、環境施設として整備されたものを除く。）がない区域

1) 都市計画法における用途地域の定めがない地域：

乙種区域に相当する区域の内、居住施設、文教施設及び医療施設等の一般住民の日常的な生活の用に供する建築物（将来設置される見込みがあるものを含み、環境施設として整備されたものを除く。）がない区域

(2) 設定可能な面積率の範囲

	甲種区域	乙種区域	丙種区域
緑地の面積の敷地面積に対する割合	(100分の15以上100分の20未満)以上	(100分の10以上100分の20未満)以上	(100分の10未満)以上
環境施設的面積の敷地面積に対する割合	(100分の20以上100分の25未満)以上	(100分の15以上100分の25未満)以上	(100分の15未満)以上

- ・面積率の設定は、区域に接している周辺の地域が一般住民の生活の用に供されている状況等も勘案して、工場の周辺の生活環境の保持がなされるように行う。

3. 地域準則に係る「区域区分基準」の規定の変更

工場立地法に基づく現行の都道府県及び政令市が定める地域準則に係る「区域区分基準」について、都市計画法における用途地域の定めがない地域における区域の設定に関する規定をより明確にするため、第2種区域及び第3種区域について、上記の甲種区域及び乙種区域と同様の規定振りとする。